



阪神間都市計画区域界	——	
市域界	——	
市街化区域界	——	
用途地	第1種低層住居専用地域 (外壁の後面距離:1.0m 高さの限度:10m)	■
	第2種低層住居専用地域 (外壁の後面距離:1.0m 高さの限度:10m)	■
	第1種中高層住居専用地域	■
	第2種中高層住居専用地域	■
	第1種住居地域	■
	第2種住居地域	■
	近隣商業地域	■
	商業地域	■
	道路又は河川等地形地物による地域・地区境界線上の例によらない場合の地域・地区境界線	—+30m—
	容積率	——
上段容積率/下段建ぺい率	200/60	
高度地区	第1種高度地区	■
	第2種高度地区	■
	第3種高度地区	■
	第4種高度地区	■
高度利用地区	■	
準防火地域	■	
景観地区	芦屋景観地区	■
	芦屋川特別景観地区	■
風致地区	第1種風致地区	■
	第2種風致地区	■
	第3種風致地区	■
臨港地区	■	
特別緑地保全地区	■	
生産緑地地区	■	
地区計画	■	
都市計画道路	——	
都市計画公園	■	
都市計画緑地・緑道	■	
墓園	■	

(注)  
 1)都市計画の内容は、平成30年4月現在のものである。  
 2)この図に表示する都市計画の位置及び区域は、おおむねの場所を表示するものである。

1:10,000

